外国人技能実習機構東京事務所
所　長　　吉 谷　真 治　様

外国人技能実習制度の適正な実施に関する要請書

外国人技能実習機構が技能実習計画の認定や実習実施者および監理団体に報告を受け、実地検査等を適正に行う中で技能実習生の権利保護の役割を担っています。更に制度が適正に実施されるよう、下記の項目について要請いたします。

記

１．監理団体、実習先への指導強化

①中小企業で実習する外国人技能実習生に関わる個別、集団労使紛争には、早期解決を図るためにも労働組合との協議が出来る体制を作るように促すこと。また、実習先には、監理団体も関係者として関与することが早期紛争解決に資することから、こうした指導を行うこと。

②実習先の不法行為や違法実習などにより、実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じ確実に次の実習先に必ず転籍できるよう調整・支援を行うこと。

③優良な実習実施者の該当基準の一つに、実習生の労働組合加入についてユニオンショップ規定等において技能実習生を排除していないことなどの要件を盛り込むこと。

④監理団体の自浄作用を促進するため外部役員又は外部監査の措置を適切に行っているか厳格に調査すること。また、専門性を担保するために外部役員や外部監査は社会保険労務士などの専門家を設置するよう監理団体に促すこと。

⑤実習生入国にあたり自主隔離措置であるレジデンストラックの運用（個室、専用の風呂トイレの利用など）を監理団体が適切に行っているか防疫措置の観点等から調査し、不適切な場合は関係省庁と連携して是正措置をとること。

⑥コロナ禍における実習生の解雇や雇止めを防止するために雇用調整助成金の活用を積極的に促すこと。

⑦全監理団体への年１回の巡回、全実習生への３年以内での巡回を完全履行する中で、計画通りの技術実習内容、労働条件確保がなされているかを確認するとともに、是正が必要な場合の適正な指導の強化と徹底を行い、改善報告の確認を必ず行うこと。

２．外国人実習生の相談対応

①直接、貴機構の相談機能が外国人技能実習生に周知されるための工夫を行い、多言語相談（8カ国対応）が可能なことを強くアピールして、実習生の労働条件確保、人権確保を行うこと。

②技能実習生手帳を技能実習生がトラブルに遭遇したときに参照しやすいよう情報を整理し、構成を見直すなどその記載を改善すること。外国人技能実習機構の母国語相談の体制を強化し、相談受付時間を拡充すること。

③レジデンストラックでの隔離期間中の相談体制も構築すること。

④航空便欠航等による帰国困難者への相談体制と情報提供の拡充を図り、一時的に保護出来る場所の確保を図ること。

３．その他の要請

①地域協議会の構成メンバーとして、地域の労使団体を協議会構成員として加えることを提言すること。

②国際人権法等に基づく人権擁護の観点から、極力、施設収容は行わないこと。また、入管に任せきりにしないこと。そのため、国と民間とも協力・連携しつつ、責任をもって収容代替施設を整備する方向で、具体的な検討を行うよう要請をすること。

③海外の送り出し機関による我が国での実習生受け入れのための違法営業（実習生のあっせん行為）を防止するための措置を講じること。

④監理団体が入国後講習を委託する一部施設の環境が劣悪であることについて調査を実施し、監理団体及び当該施設の生活環境改善のための指導を行うこと。

⑤実習先変更支援サイトの改善と企業等への積極的な周知を行うこと。

以　上

２０２１年　５月

日本労働組合総連合会東京都連合会　　会　長　杉浦　賢次

（構成組織・本部・地方本部・支部、分会名、または、賛同する団体名）

組　織　名　　代 表 者 名 ・ 印

印